

証券取引約款集一部改定

2019年7月
ぐんぎん証券株式会社

個人情報の保護についてのご案内

(下線部分変更)

新	旧																
<p>5. 開示・訂正・利用停止等の手続き</p> <p>当社は、個人情報保護法に基づき、当社が所有する保有個人データの利用目的、開示・訂正・利用停止等（以下「開示等」といいます。）の手続きやその手数料等について、以下のとおりといたします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 開示等の手続きに関する事項</p> <p>お客さまからご自身に関する情報の開示等のご請求があった場合は、請求者がご本人さまであることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えいたします。お客さまに関する情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。</p> <p>また、個人情報の取得、利用および第三者への提供について不適切な取扱いがある場合等、お申し出に理由があることが判明した場合には、利用の停止、第三者提供の停止等をさせていただきます。</p> <p>A. ～B. (現行どおり)</p> <p>C. 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有個人データ 開示請求</td> <td>請求書1件につき 1,000円（消費税別） （注）郵送の場合には、別途、郵送料実費が必要となります。</td> </tr> <tr> <td>保有個人データ 訂正請求</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>保有個人データ 利用停止請求</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>D. (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>7. 認定個人情報保護団体</p> <p>当社は、<u>個人情報保護委員会</u>の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>日本証券業協会 個人情報相談室 受付時間：9:00～17:00（ただし、土・日・祝休日、12/31～1/3を除きます） 電話番号：03-6665-6784 (http://www.jsda.or.jp/)</p>	区分	金額	保有個人データ 開示請求	請求書1件につき 1,000円（消費税別） （注）郵送の場合には、別途、郵送料実費が必要となります。	保有個人データ 訂正請求	無料	保有個人データ 利用停止請求	無料	<p>5. 開示・訂正・利用停止等の手続き</p> <p>当社は、個人情報保護法に基づき、当社が所有する保有個人データの利用目的、開示・訂正・利用停止等（以下「開示等」といいます。）の手続きやその手数料等について、以下のとおりといたします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 開示等の手続きに関する事項</p> <p>お客さまからご自身に関する情報の開示等のご請求があった場合は、請求者がご本人さまであることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えいたします。お客さまに関する情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。</p> <p>また、個人情報の取得、利用および第三者への提供について不適切な取扱いがある場合等、お申し出に理由があることが判明した場合には、利用の停止、第三者提供の停止等をさせていただきます。</p> <p>A. ～B. (省 略)</p> <p>C. 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有個人データ 開示請求</td> <td>請求書1件につき 1,080円（消費税を含みます） （注）郵送の場合には、別途、郵送料実費が必要となります。</td> </tr> <tr> <td>保有個人データ 訂正請求</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>保有個人データ 利用停止請求</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>D. (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>7. 認定個人情報保護団体</p> <p>当社は、<u>金融庁</u>の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>日本証券業協会 個人情報相談室 受付時間：9:00～17:00（ただし、土・日・祝休日、12/31～1/3を除きます） 電話番号：03-3667-8427 (http://www.jsda.or.jp/)</p>	区分	金額	保有個人データ 開示請求	請求書1件につき 1,080円（消費税を含みます） （注）郵送の場合には、別途、郵送料実費が必要となります。	保有個人データ 訂正請求	無料	保有個人データ 利用停止請求	無料
区分	金額																
保有個人データ 開示請求	請求書1件につき 1,000円（消費税別） （注）郵送の場合には、別途、郵送料実費が必要となります。																
保有個人データ 訂正請求	無料																
保有個人データ 利用停止請求	無料																
区分	金額																
保有個人データ 開示請求	請求書1件につき 1,080円（消費税を含みます） （注）郵送の場合には、別途、郵送料実費が必要となります。																
保有個人データ 訂正請求	無料																
保有個人データ 利用停止請求	無料																

第 1 章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 5 節 取引の制限・解約・変更</p> <p>第 19 条 (取引の制限等)</p> <p>(1) 当社は、お客さま（法人のお客さまの実質的支配者を含みます。）の職業・地位、事業の内容、国籍もしくは設立地国、取引目的、資産・収入の状況、資金源その他当社が必要と判断した事項（以下「お客さま等情報」）または具体的な取引の内容等に関して、期限を指定して各種確認や当社が信頼に足ると判断する資料の提出を依頼することがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入出金を含むお客さまの取引またはサービスの提供の一部または全部を制限または停止することがあります。</p> <p>(2) 上記(1)の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客さまの回答および提出資料の内容、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容その他の事情を考慮して、当社が国内外のマナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入出金を含むお客さまの取引またはサービスの提供の一部または全部を制限または停止することがあります。</p> <p>(3) 上記(1)(2)に定めるいずれの取引の制限等についても、お客さまからの合理的な説明等に基づき、取引の制限等をした事由が解消されたと当社が認める場合、当社は上記(1)(2)に基づく取引の制限等を解除します。</p> <p>第 19 条の 2 (契約の解約事由)</p> <p>(1) この約款における各契約および取扱いは、次の事由に該当したとき解約されるものとします。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ 金銭および有価証券の残高がないまま相当の期間を経過した場合 (削除)</p> <p>⑤ お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会等の規則に基づき、当社が解約を申出たとき</p> <p>⑥ お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をしまはたは暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により当社がお客さまに解約を申出たとき</p> <p>⑦ お客さまが口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>⑧ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき</p> <p>⑨ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき</p> <p>⑩ 「犯罪収益移転防止法」に基づく、本人確認等</p>	<p>第 5 節 解約・変更</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>第 19 条 (契約の解約事由)</p> <p>(1) この約款における各契約および取扱いは、次の事由に該当したとき解約されるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 有価証券の残高がないまま相当の期間を経過した場合</p> <p>⑤ <u>第 39 条に定める、この約款の変更にお客さまが同意されない場合</u></p> <p>⑥ お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会等の規則に基づき、当社が解約を申出たとき</p> <p>⑦ お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をしまはたは暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により当社がお客さまに解約を申出たとき</p> <p>⑧ お客さまが口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>⑨ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき</p> <p>⑩ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき</p> <p>⑪ 「犯罪収益移転防止法」に基づく、本人確認が</p>

新	旧
<p>ができない場合</p> <p>⑪ <u>当社が「犯罪収益移転防止法」等で定める本人確認等を行うにあたってお客さまについて確認した事項および前条(1)に定めるお客さま等情報または具体的な取引の内容等に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき</u></p> <p>⑫ <u>お客さまの口座が国内外のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</u></p> <p>⑬ <u>その他やむを得ない理由により、当社がお客さまとの取引の継続が望ましくないと判断し、解約を申出た場合</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第23条 (サービス内容等の変更) <u>当社は、この約款で言及するサービスの内容の変更を行うことがあります。変更を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。また、本約款集の次章以降において、サービス内容等の変更に関する条項を設けていない約款に係る当該変更については、本条によるものとします。</u></p> <p>第39条 (約款の変更) <u>この約款集は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。また、本約款集の次章以降において、約款内容等の変更に関する条項を設けていない約款に係る当該変更については、本条によるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>できない場合</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>⑫ <u>その他やむを得ない理由により、当社がお客さまとの取引の継続が望ましくないと判断し、解約を申出た場合</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>第23条 (サービス内容等の変更) <u>当社は、お客さまに通知することなく、この約款で言及するサービスの内容の変更を行うことがあります。</u></p> <p>第39条 (約款の変更) <u>この約款集は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</u></p> <p>① <u>当社は、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客さまに通知します。</u></p> <p>② <u>上記①の通知は、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u></p> <p>③ <u>この約款集の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、申込者が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意いただいたものとします。</u></p>

第 3 章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第16条の2 (権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)</p> <p>(1) <u>当社が、お客さまによる権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客さまの株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</p> <p>① 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする</p> <p>② 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）および本件貸借取引（前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること</p> <p>③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること</p> <p>④ 当社は、当社の上位機関から、当該上位機関が日本証券金融株式会社から借り入れたフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと</p> <p>⑤ お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として当社の上位機関に差し入れ、当該上位機関が当社から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当該上位機関による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</p> <p>⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</p> <p>⑦ 上記④および⑤に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社、当社の上位機関および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客さま</p>	

新	旧
<p>まから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること</p> <p>(2) 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとしてします。</p> <p>① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき</p> <p>② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき</p> <p>③ 租税公課の滞納により差押えを受けたとき</p> <p>④ 支払を停止したとき</p> <p>⑤ 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が發送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が發送されたとき</p> <p>⑥ 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</p> <p>⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</p> <p>⑧ 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めるとき</p> <p>(3) 上記(1)および(2)に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(4) お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社が当該上場株券等を担保提供した当社の上位機関および当該上位機関が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</p> <p>(5) お客さまが当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、上記(1)から(4)、以下(6)および(7)の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申し出ることが出来ます。</p> <p>(6) 上記(1)に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さま名および当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、上記(1)⑤に基づき、当社が当社の上位機関に担保として提供し、当該上位機関が日本証券金融株式会社に対し担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）</p>	

新	旧
<p>を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合：上記(1)に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。)</p> <p>(7) 前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</p>	

第 7 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第14条 (受渡日等) 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p>	<p>第14条 (受渡日等) 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して<u>4</u>営業日目とします。</p>

第 11 章 積立投資信託取扱約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第13条 (解 約) 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>第13条 (解 約) 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ <u>総合取引約款第 39 条に定めるこの約款の改定にお客さまが同意しないとき</u></p>

第 13 章 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等) (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、<u>2018</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限ります。)、<u>「非課税口座開設届出書」</u>および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) <u>または「非課税口座簡易開設届出書」</u>をご提出いただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において<u>準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、</u></p>	<p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等) (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、<u>平成 30</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限ります。)<u>または「非課税口座開設届出書」</u>および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) <u>をご提出いただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する</u></p>

新	旧
<p>住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。</p> <p>(2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定を行う場合は、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書は受付できません。</p> <p>(3) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」について、同一の勘定設定期間に当社または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(4) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただきます。</p> <p>(5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合…非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合…非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(6) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届</p>	<p>場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。</p> <p>(2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定を行う場合は、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書は受付できません。</p> <p>(3) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(4) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただきます。</p> <p>(5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合…非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合…非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(6) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受</p>

新	旧
<p>出書を受理することができません。</p> <p>なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) 2017年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>	<p>出書を受理することができません。</p> <p>なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>
<p>第3条 (非課税管理勘定の設定)</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。))に設けられるものをいいます。以下同じ。))は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けることができます。</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日以前に提供があつた場合には、同1月1日)において設けられます。</p>	<p>第3条 (非課税管理勘定の設定)</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。))に設けられるものをいいます。以下同じ。))は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けることができます。</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日以前に提供があつた場合には、同1月1日)において設けられます。</p>
<p>第3条の2 (累積投資勘定の設定)</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。))に設けられるものをいいます。以下同じ。))は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>	<p>第3条の2 (累積投資勘定の設定)</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。))に設けられるものをいいます。以下同じ。))は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>

新	旧
<p>(2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日以前に提供があった場合には、同1月1日）において設けられます。</p>	<p>(2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日以前に提供があった場合には、同1月1日）において設けられます。</p>
<p>第5条 （非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p>	<p>第5条 （非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p>
<p>(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、<u>「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</u></p>	<p>(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</u></p>
<p>① (現行どおり)</p>	<p>① (省 略)</p>
<p>イ. (現行どおり)</p>	<p>イ. (省 略)</p>
<p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p>	<p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p>
<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p>	<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p>
<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p>	<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p>
<p>(2) (現行どおり)</p>	<p>(2) (省 略)</p>
<p>第5条の2 （累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p>	<p>第5条の2 （累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p>
<p>(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券</p>	<p>(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信</p>

新	旧
<p>投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p>	<p>託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、)のみを受け入れます。</p>
<p>① (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>	<p>① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>
<p>(2)~(3) (現行どおり)</p>	<p>(2)~(3) (省 略)</p>
<p>第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p>	<p>第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p>
<p>(1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条(1)①および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈</p>	<p>(1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条(1)①および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈</p>

新	旧
<p>により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第9条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して第5条(1)②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合…非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合…一般口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合…特定口座への移管</p> <p>第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合…一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合…特定口座への移管</p> <p>第9条の3 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第2条(1)の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。) に記載または記録された</p>	<p>により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第9条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまから当社に対して第5条(1)②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合…非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合…特定口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合…一般口座への移管</p> <p>第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合…特定口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合…一般口座への移管</p> <p>第9条の3 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第2条(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。) に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該</p>

新	旧
<p>お客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。））に確認いたします。<u>ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p>① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合…当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（(1)ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第9条の4（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p>(3) 2024 年 1 月 1 日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に 2023 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>第13条（異動、出国、死亡時の取扱い） 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当す</p>	<p>各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。</p> <p>① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項第 1 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合…当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② (省 略)</p> <p>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第9条の4（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期限までに、当社に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」をご提出いただく必要があります。<u>この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項第 21 項の規定を適用します。</u></p> <p>(3) 平成 36 年 1 月 1 日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に平成 35 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>第13条（異動、出国、死亡時の取扱い） 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当す</p>

新	旧
<p>る届出書を提出していただきます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、<u>租税特別措置法第37条の14第27項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第14条 (契約の解除)</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合…当該提出日</p> <p>② <u>租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合…租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</u></p> <p>③ 前条②の「出国届出書」の提出があった場合…出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。)…租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)…の手続きが完了し、前条③の「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合…当該非課税口座開設者が死亡した日 <u>(削除)</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>る届出書を提出していただきます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項第25条の13の4第1項の規定により、出国届出書を提出していただきます。</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>第14条 (契約の解除)</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合…当該提出日 <u>(新設)</u></p> <p>② 前条②の「出国届出書」の提出があった場合…出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合…<u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</u></p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)…の手続きが完了し、前条③の「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合…当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されないとき</u></p> <p>(2) (省略)</p>

第14章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」をご提出いただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住</p>	<p>第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」をご提出いただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住</p>

新	旧
<p>所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p>	<p>所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p>
(2)～(3) (現行どおり)	(2)～(3) (省 略)
<p>(4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p>	<p>(4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p>
(5) (現行どおり)	(5) (省 略)
<p>第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p>
<p>(1) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p>	<p>(1) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p>
① (現行どおり)	① (省 略)
<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p>	<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p>
<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第</p>	<p>17項の規定により読み替えて準用する同令第</p>

新	旧
<p>25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p>	<p>25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等</p>
<p>第7条 (課税未成年者口座等への移管)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号もしくは第 7 項において準用する同号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに提出した場合または当社に特定口座(租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合…一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合…特定口座(前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管</p>	<p>第7条 (課税未成年者口座等への移管)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客さまが当社に特定口座(租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 26 号イに規定する書類の提出があった場合…特定口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合…一般口座への移管</p>
<p>第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p>	<p>第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 6 項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">②～③ (現行どおり)</p> <p>第11条 (出国時の取扱い)</p> <p>(1) お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 12 項</u>第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 <u>第 10 項</u>に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第12条 (課税未成年者口座の設定)</p> <p>課税未成年者口座（お客さまが当社または当社と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 13 項</u>各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座もしくは預金口座、貯金口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>第27条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合…出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）…租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合…本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日 <u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">②～③ (省 略)</p> <p>第11条 (出国時の取扱い)</p> <p>(1) お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 9 項</u>第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 <u>第 8 項</u>に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第12条 (課税未成年者口座の設定)</p> <p>課税未成年者口座（お客さまが当社または当社と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 10 項</u>各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座もしくは預金口座、貯金口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>第27条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合…出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）…租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合…本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されないとき…当社の定める日</u></p>